

和子牛生産者臨時経営支援事業実施要綱一部改正のポイント

○主な改正内容

1 支援交付金単価の拡充

(1) 拡充対象となる品種区分

黒毛和種

(2) 拡充対象となる期間

令和5年7月1日販売分以降

(3) 拡充内容

ブロック別平均価格が肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格を下回る場合に、従前の支援に加え、ブロック別平均価格が全国平均売買価格を下回る部分について支援交付金を拡充する（ただし、肉用子牛生産者補給金制度により生産者補給金が交付される部分を除く。）。

2 各種価格における消費税等の取扱いの明確化

支援交付金単価の算定に用いる各種価格について、消費税等相当額が含まれていることを明確化